

平成 30 年度 第 3 回大阪支部評議会の議事概要

開 催 日	平成 30 年 12 月 13 日（木） 10：00～11：50
開 催 場 所	全国健康保険協会大阪支部 会議室
出 席 者	有澤評議員、内野評議員、北山評議員（議長）、渋谷評議員、 中田評議員、原評議員、吉木評議員（五十音順）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 議長の選任について 2 平成 30 年度上期事業実施状況について 3 支部の平成 31 年度予算（支部保険者機能強化予算）について 4 その他
議 事 概 要 （主な意見等）	<p>1 議長の選任について 北山評議員を議長に選任した。</p> <p>2 平成 30 年度上期事業実施状況について 事務局より平成 30 年度上期事業実施状況について説明。</p> <p>《主な意見》</p> <p>●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進について</p> <p>【被保険者代表】 返納金債権回収率が平成 29 年度上期と比べて下回っている。その原因の一つとして調定金額の急激な伸びとあるが、調定金額が伸びた要因は何が考えられるのか。</p> <p>【事務局】 1 件当たりの高額な債権が前年より増加したためである。</p> <p>【被保険者代表】 高額債権の発生理由は個別にあると思うが、件数としてはそこまで多いわけではないので、どのように回収していくかが重要になる。</p> <p>【事業主代表】 事業所での保険証回収について、広報的なものではなくシステムで確実に回収できる対応はできないものか。</p> <p>【事務局】 今後、マイナンバーを使用した医療機関窓口での資格確認が予定されている。協会けんぽと</p>

しても導入に対して注視している。

【被保険者代表】

給付の懸念材料として、大阪でも外国人労働者が増えている。外国へ帰ると債権回収が難しくなり、事業所からの働きかけも難しいところだが、例えば返納金債権の受診対象が被保険者・被扶養者それぞれの割合を出すことは可能か。

【事務局】

データ算出は可能であるため、後日提示させていただく。

【学識経験者】

保険証を退職時に返却しなければ、医療機関窓口にて保険証を使い続けることができるのか。

【事務局】

医療機関窓口で資格確認ができるオンライン資格確認システムが一部導入されている。保険証については、資格喪失情報が協会けんぽのシステム上に登録されたら、原則その後の診療については医療機関にレセプトを返戻するため、医療機関でも資格喪失が確認できるようになり、協会けんぽの保険使用を止めていただける。

【学識経験者】

高額債権の発生防止のために、保険証を退職時に確実に返却する厳しい指導が必要なのではないか。もう少し取締りを強化する必要があるのでは。

【事務局】

高額債権については、単に退職後に保険証を使用したというケースだけではなく、日本年金機構にて事業所調査を行った結果、加入できない期間が判明し、遡及して資格喪失するケースが多い。

●ジェネリック医薬品の使用促進について

【事業主代表】

医療機関によっては新薬を推奨するため、薬局ではどうしようもない場合がある。医療機関に対しジェネリック医薬品使用促進の働きかけができないものか。

【事務局】

一般名処方箋の場合、調剤薬局でジェネリック医薬品を調剤することができる。そのため調剤薬局にジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行っており、今後三師会との連携を深め取り組んでいくつもりである。

● 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進について

【事業主代表】

広報活動について、健康保険というシステム自体がわかりにくい。中小企業の経営者を対象として、中央会や商工会等で協会けんぽとその活動（10%の保険料率を上昇させないためにどのようなことをすべきか等）を説明するセミナーを開催してはどうか。

【事務局】

経営者に対して直接働きかける事業は、現在多くの支部が取り組んでおり、大阪支部としても取り組んでいく。

● 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上について

【学識経験者】

健診による早期発見で医療費は下がるのだから、健診受診率をもっとあげる取組みをお願いしたい。

【事務局】

従業員は生活習慣病予防健診及び事業者健診のいずれかを年に一度受診しているはずなので、本当の意味での健診未受診者はもっと少ないと考えている。事業者健診を受診しても協会けんぽに健診データが集まらないので、今後事業者健診データ提供の取得率を上げることで、対象者への保健指導を進めていきたいと考えている。

3 支部の平成 31 年度予算（支部保険者機能強化予算）について

事務局より支部の平成 31 年度予算（支部保険者機能強化予算）について説明。

《主な意見》

【被保険者代表】

平成 31 年度の予算は多くなるという理解でよいか。

【事務局】

協会けんぽ全体では多くなると考えている。各支部への通知は今月末となっている。

【学識経験者】

平成 30 年度の特別計上超過分は大阪支部の保険料率に影響はあるが、保険料率上昇には至っていないということだ。また、今後は広報や医療費適正化事業に対して、支部医療費適正化等予算を流動的に使えるという理解でよいか。

【事務局】

特別計上超過分はあくまで当初予算であり、実際の執行額については、競争入札等により、できる限り経費を抑えている。平成 31 年度からは、取組みの分野間の振替えを必要とする場合は、本部の確認が必要であるが、柔軟に対応できることとなる。

4 その他

事務局より①保険料率の設定方法、②平成 30 年度近畿ブロック評議会の概要、について説明。

《主な意見》

特になし

特 記 事 項

- ・傍聴者なし
- ・次回開催：平成 31 年 1 月 17 日（木）